



2022年11月9日

各位

会社名 ダイワボウホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 西村 幸浩
(コード番号 3107 東証プライム市場)
問合せ先 法務コンプライアンス室長 貞方 一郎
(TEL 06-7739-7300)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2022年11月9日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2022年12月1日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 116,400 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,885 円
(4) 処分総額	219,414,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 B I P 信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的および理由

当社は、当社および子会社 3 社（ダイワボウ情報システム株式会社、大和紡績株式会社、株式会社オーエム製作所。）の取締役（社外取締役、対象会社の非常勤取締役、および国内非居住者を除く。以下同じ。以下、「対象取締役」という。）を対象として、対象取締役の報酬と当社の企業価値との連動性をより明確にし、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付けを図るとともに、単年度計画で掲げる業績目標達成の意欲を高めること、株主の皆様との利益共有を一層進めることを目的として、2022年5月12日開催の取締役会で業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入の決議および 2022年6月29日開催の株主総会で本制度導入に関する議案の承認を受けております。本自己株式処分は、B I P 信託の導入に伴い、当社が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬 B I P 信託契約（以下、「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式報酬規程に基づき信託期間中に取締役に交付を行うと見込まれ

る株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数（2022年9月30日現在 96,356,460株）に対し0.12%（小数点第3位を四捨五入、2022年9月30日現在の総議決権個数935,693個に対する割合0.12%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式報酬規程に従い取締役に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、「役員報酬BIP信託」の概要については、2022年5月12日付で公表いたしました「取締役向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

【本信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	対象取締役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	対象取締役のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2022年8月29日
信託の期間	2022年8月29日～2024年8月31日（予定）
制度開始日	2022年8月1日
議決権行使	行使しないものとします。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前1カ月（2022年10月11日から2022年11月8日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値の平均値である1,885円（円未満切捨て）としております。取締役会決議日の直前1カ月間の当社株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、株価変動の影響などを排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該価額は東京証券取引所における当該取締役会決議の前営業日（2022年11月8日）の終値である1,980円に95.20%を乗じた額であり、同直前3カ月間（2022年8月9日から2022年11月8日まで）の当社株式の終値の平均値である1,919円（円未満切捨て）に98.23%を乗じた額であり、および同直前6カ月間（2022年5月9日から2022年11月8日まで）の当社株式の終値の平均値である1,842円（円未満切捨て）に102.33%を乗じた額であることから、特に有利な払込金額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、監査役会に出席した監査役全員（3名、うち2名は社外監査役）が特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上